事 務 連 絡 令 和 2 年 5 月 1 日

各務原市内の介護保険サービス事業所 及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所の サービス継続支援」について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所等の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省事務連絡)等で示されております。この度、通所介護事業所等における人員基準上及び介護報酬上の特例について、分かりやすくお伝えする観点から、厚生労働省において別添のとおりリーフレットを作成しましたので、内容をご確認のうえ、お役立ていただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

介護保険最新情報 Vol.825リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」について

2 参考

•【厚生労働省】「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html

| 担当 | 各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 |
|------|---------------------------------------|
| | (担当 大丸・山村) |
| 電話番号 | 058-383-2067 (直通) |
| FAX | 058-383-6365 (市代表) |
| Eメール | kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表) |